

## 高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

## 1. 市民税関係

## (1) 個人市民税非課税措置の見直し

- ・ 単身児童扶養者（児童扶養手当を受けている未婚のひとり親（婚姻歴なし））で、前年の合計所得金額が125万円以下である者に対し、個人市民税を非課税とする。（令和3年度以後の個人市民税に適用）

[第1条の改正中、第25条、第29条の2、第29条の3]

## (2) 市県民税申告書の記載事項の簡素化

- ・ 給与等の年末調整を行った者が市県民税の申告書を提出する場合において、年末調整で適用した所得控除の内容と市県民税申告書の所得控除の内容が同一である場合には、所得控除の合計額のみを記載し、所得控除の内訳の記載を省略することができるものとする。

[第1条の改正中、第28条]

## (3) 特定法人の法人市民税に係る電子申告義務の免除措置

- ・ 電子申告が義務化されている特定法人が法人市民税の申告をする場合において、電気回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織（eL TAX）を使用することが困難であるときは、市長又は税務署長の承認により、書面で申告書等を提出することができるものとする。

[第2条の改正中、第53条]

## 2. 軽自動車税関係

## (1) 経年車両に対する重課税率

- ・ 賦課期日（4月1日）において、初回登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する次の表の軽自動車税の種別割の重課税率を、当分の間、継続する。

[第3条の改正中、付則第29条]

区 分		標準税率	重課税率
三輪		3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	6,900円
		自家用	10,800円
	貨物用	営業用	3,800円
		自家用	5,000円

## (2) グリーン化特例（軽課）措置

- ・ 令和2・3年度の軽自動車税の種別割にかかるグリーン化特例措置については、現行の措置を継続する。  
[第5条の改正中、付則第29条]
- ・ 令和4・5年度の軽自動車税の種別割にかかるグリーン化特例措置については、電気自動車等に限定する。  
[第6条の改正中、付則第29条]

対象車両	現行軽減率	軽自動車税種別割	
		令和2・3年度	令和4・5年度
電気自動車等	75%	75%	75%
2020年度燃費基準+30%達成車	50%	50%	軽減なし
2020年度燃費基準+10%達成車	25%	25%	軽減なし

※表中の各年度は課税年度

(3) 環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車（自家用乗用）について、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する。

※消費税率引き上げの際の需要の平準化措置

[第5条の改正中、付則第29条の3、付則第34条]

対象車両	現行税率	軽減後
電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
2020年度燃費基準達成車	1%	非課税
上記以外	2%	1%